

令和3年8月23日

キャッシュカードによるATM振込みの一部利用制限対象年齢の引下げについて (還付金詐欺・振り込め詐欺被害防止)

トモニホールディングスグループの徳島大正銀行は、令和3年9月6日(月)より、ATMで当行キャッシュカードを使用してお振込みする際の振込制限を一部変更しますのでお知らせします。

全国的にATMを利用した還付金詐欺等の被害が多発しています。つきましては、徳島県警察本部からの要請も踏まえ、平成29年5月8日より実施しておりますATMでの当行キャッシュカードによる振込制限の対象年齢を、70歳以上から65歳以上に変更させていただきます。

対象となるお客さまにはご不便をおかけすることとなりますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

65歳以上のお客さまのうち、過去1年間ATMで当行キャッシュカードによるお振込みのご利用がないお客さま。

2. 利用制限の内容

対象となるお客さまについて、キャッシュカードによる一定額以上のお振込みを制限させていただきます。

※ キャッシュカードによるお預入れやお引出しは、従来どおりご利用いただけます。

3. 利用制限開始日

令和3年9月6日(月)

4. その他

対象となるお客さまで、キャッシュカードによるATMでのお振込みをご希望される場合は、当行本支店の窓口へご相談ください。

以上